

# 協議 2 号

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（案）  
要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明					
1 改正の理由	長野市立学校職員（以下「職員」という。）の定年の引上げに係る規定を整備すること等に伴い、改正するもの					
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) この訓令において勤務時間等に関し必要な事項を定める職員の一部を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 801 1367 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 801 946 853">改正前</th> <th data-bbox="946 801 1367 853">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 853 946 1070">短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）</td> <td data-bbox="946 853 1367 1070">定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) この訓令において勤務時間等に関し必要な事項を定める職員に、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）を加える。</p> <p style="text-align: right;">（以上第2条関係）</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員については、必要に応じ、育児短時間勤務の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めるものとする。</p> <p>(4) 育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間については、1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、育児短時間勤務の内容に従い、校長が定める時間とするものと定める。</p> <p style="text-align: right;">（以上第3条関係）</p>		改正前	改正後	短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）	定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）
改正前	改正後					
短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）	定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）					
3 施行期日等	公表の日から施行する。					
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 (2) 教育委員会法規審査会の決定	10月11日 10月24日				

## 長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（案）

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成2年長野市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（長野市立学校に勤務する常勤の職員（学校給食センターに勤務する学校栄養職員を含む。）及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「第2条」を「第3条」に、「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、育児短時間勤務職員等については必要に応じ育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長（学校給食センターにあつては、所長。以下同じ。）が週休日を定めるものとし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めることができるものとする。

第2条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間については1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、育児短時間勤務等の内容に従い校長が定める時間とし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間については1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で校長が定める時間とする。

第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この訓令において「学校職員」とは、長野市立学校に勤務する次に掲げる職員をいう。

- (1) 常勤の職員（学校給食センターに勤務する学校栄養職員を含む。）
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」とい

う。)

- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
- (5) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員（以下「暫定再任用学校職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員とみなして、この訓令による改正後の長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程を適用する。

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 平成2年4月28日長野市教育委員会訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号)及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号)並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の規定に基づき、学校職員の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この訓令において「学校職員」とは、<u>長野市立学校に勤務する次に掲げる職員をいう。</u></p> <p><u>(1) 常勤の職員(学校給食センターに勤務する学校栄養職員を含む。)</u></p> <p><u>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</u></p> <p><u>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u></p> <p><u>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u></p>	<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 平成2年4月28日長野市教育委員会訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号)及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号)並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の規定に基づき、学校職員<u>(長野市立学校に勤務する常勤の職員(学校給食センターに勤務する学校栄養職員を含む。))及び短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)</u>の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）</u>  (週休日及び勤務時間)</p> <p><u>第3条</u> 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。<u>ただし、育児短時間勤務職員等については必要に応じ育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長（学校給食センターにあつては、所長。以下同じ。）が週休日を定めるものとし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めることができるものとする。</u></p> <p>2 学校職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。<u>ただし、育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間については1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、育児短時間勤務等の内容に従い校長が定める時間とし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間については1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で校長が定める時間とする。</u></p> <p><u>第4条～第7条</u> 略  (勤務時間の割振りの変更)</p> <p><u>第8条</u> <u>第3条</u>の規定にかかわらず、学校運営上必要なときは、校長は、4週間の期間を定め、1週間当たり38時間45分（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員</u>にあつては、同条第2項ただし書に規定する校長が定</p>	<p>(週休日及び勤務時間)</p> <p><u>第2条</u> 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。<u>ただし、短時間勤務職員の週休日については、日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの5日間において、校長（学校給食センターにあつては所長。以下同じ。）が定める日とする。</u></p> <p>2 学校職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。<u>ただし、短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。</u></p> <p><u>第3条～第6条</u> 略  (勤務時間の割振りの変更)</p> <p><u>第7条</u> <u>第2条</u>の規定にかかわらず、学校運営上必要なときは、校長は、4週間の期間を定め、1週間当たり38時間45分（<u>短時間勤務職員</u>にあつては、同条第2項ただし書に規定する校長が定める時間）の勤務時間を、1回の勤務に割り振られた勤務時間が15時間30分を超えない範囲で、当該期間の</p>

改正後	改正前
める時間) の勤務時間を、1回の勤務に割り振られた勤務時間が15時間30分を超えない範囲で、当該期間の特定の日において割り振ることができる。 <u>第9条・第10条</u> 略	特定の日において割り振ることができる。 <u>第8条・第9条</u> 略